

## 第5回日野町議会定例会会議録

平成28年9月27日(第4日)

開会 9時25分

閉会 12時27分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代		

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 請願第 8 号（平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書）訂正の件について
- 〃 2 報第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 〔質 疑〕
- 〃 3 議第 5 0 号から議第 5 8 号まで（滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてほか 8 件）および請願第 8 号から請願第 1 0 号まで（平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書ほか 2 件）について
- 〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 4 決議案第 2 号 T P P 協定を今国会で批准しないことを求める意見書決議について
- 〃 5 議員派遣について
- 〃 6 委員会の閉会中の継続審査・調査について

## 会議の概要

－開会 9時25分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 請願第8号（平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書）訂正の件についてを議題といたします。

平成28年8月22日に提出のありました平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書について、平成28年9月20日付において、お手元へ配付のとおり、請願者より、請願書の誤字があったため、訂正請求がありました。

お諮りいたします。請願第8号（平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書）訂正の件について、許可することにご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。

請願第8号（平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書）訂正の件については、許可することに決しました。

日程第2 報第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とし、町長の報告を求めます。

**町長（藤澤直広君）** おはようございます。

それでは、専決処分の報告をさせていただきます。

日程第2 報第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決処分した内容は、平成28年8月6日午後9時20分ごろ、日野町河原1丁目1番地日野町林業センター敷地において、町職員の運転する町有自動車が左折する際、左前方に停車していた相手方車両に接触し、破損させたことに関し、平成28年9月20日に示談を成立させ、損害賠償の額を定めたものでございます。

よろしく願いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で専決処分の報告を終わりました。

日程第2 報第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とし、これより質疑を許可します。

質疑はございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第3 議第50号から議第58号まで（滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更についてほか8件）および請願第8号から請願第10号まで（平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書ほか2件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 皆さん、おはようございます。それでは、平成28年第5回9月定例会の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る9月16日午後2時55分より、第1・2委員会室において開催いたしました。出席者は、委員全員、執行側より藤澤町長をはじめ関係職員の出席のもと、町長の挨拶をいただきました。

はじめに、委員長から、本委員会に付託されました案件について、委員会の審査は案件ごとに行い、議案の説明については議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

2時58分、議第50号、滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について質疑に入りました。

委員より、市町村交通災害共済がなくなることになるが、最終的に申請された件数および金額を教えてください。住民課参事より、交通災害共済の見舞金支払いは、日野町で平成27年度は182万円、件数は59件、県全体で平成27年度は1億1,645万5,000円で2,408件の支払い。

委員より、日野町の59件の内訳は。住民課参事より、見舞金請求は事故の日から2年間、その内訳は1等級から7等級までである。日野町では3等級1件、4等級3件、5等級・6等級が16件です。7等級23件で計59件。

委員より、近年、自転車を購入すると保険に加入するが、古い自転車は加入されていない。共済保険が廃止になるが、何かフォローアップはあるか。住民課参事より、自転車利用者賠償責任保険の加入は10月から義務化となるので、組回覧等で周知します。

委員より、各自治会に還付金が支払われる今年度の支払い実績は。住民課参事より、平成27年度、日野町は全体で9,183人、自治会を通じた加入は7,379人。

委員より、手数料金額は。住民課参事より、1人当たり20円。

委員より、加入者数9,183人、加入率43.1パーセント。答弁で、自治会機能が低下という説明だが、全体的に低下しているのか。中学生の通学は自転車であるが、学校では加害者側、被害者側、どちらにも対応できる協議はされているのか。住民課長より、日野町の保険加入率は40パーセントを超え、県下でトップです。県下全体で、ピーク時は60パーセントを保有していたが、平成26年度20.9パーセントまで落ちた。共済基金についても、ここ数年は基金を取り崩している状況にあることから、基金で対応できる範囲で解散の方向です。総務政策主監より、小中学校の自転車の対応は、県条例に対する部分は教育委員会で対応。

委員より、県下全体で20パーセントの運営が大変なのは分かるが、日野町の場合41.3パーセントと率は高い。滋賀県全体で自治会機能が低下しているが、日野町では。住民課長より、日野町のピーク時は80パーセントの加入があったことから、自治会で取り扱ってもらえる件数は減っている。個人情報という点から取り扱いにくい面がある。日野町は40パーセントを確保している現状、11パーセント程度の市もある。日野町に比べて苦勞されているようです。

3時15分、質疑終了。

次に、議第53号、特別職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、こういう状況の中で、財源が厳しいので少しでも削減するという気持ちは理解できるが、本来は払うべきものは払い、やってもらうことはやってもらうというのが本来だと考える。

3時20分、質疑終了。

質疑終了し、各案一括で討論に入りました。討論はなく終了し、採決に入り、議第50号、滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、ほか1件について一括採決し、全員賛成で可決決定しました。

3時21分、町長の挨拶をいただき、暫時休憩に入りました。そこで執行側は退席いただきました。

3時22分、再開。

本委員会に付託のありました請願第10号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員より趣旨説明を受け、質疑に入りました。

56条（白色申告）と57条（青色申告）はそれぞれの趣旨や内容の違い、手続に係る事務等について意見交換され、結果として、56条だけ取り上げるのではなく、57

条も含めて考えていかなければならない。56条と57条を一体化しようとするのなら理解できるが、56条のみを廃止するというには賛同できないという意見が多数出されました。

3時50分、審議終了し、討論に入り、反対の立場で討論され、続いて賛成の立場で討論され、ほかに討論なしで採決に入り、請願第10号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について採決し、賛成少数により、請願第10号は不採択と決しました。

委員長の責任において委員会報告を行う旨図り、承諾を受けました。

3時58分、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上で総務常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** おはようございます。それでは、平成28年第5回9月定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月20日午前9時より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と杉浦議長、執行側から町長、副町長、総務政策主監、建設計画課長、商工観光課長、ほか関係職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第51号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）ほか1件でありましたが、議案の説明については、先の議員全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第51号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）を議題としました。

委員より、西大路鎌掛線は、西大路の公民館前の交差点に接続する予定であります。その計画線上となる家屋の方の移転は決まっているのか。また、西大路方面からの工事着手は考えていないのかの問いに対し、答弁として、西大路地先の終点は公民館となるので、その家屋は移転となる。現在、移転先の土地について協議をしており、慎重に進めていただいている状況である。現在は、青葉台地先までは詳細設計ができており、工事は鎌掛地先から着工していきたいと考えています。

委員より、西大路鎌掛線は、今年度は約1万平米が買収されて400メートルの施工であり、昨年度は200メートルが施工され、合わせて600メートルとなる。全体で見るとわずかな部分であるが、農業者にとっては、現道が狭く、曲りくねっているため、600メートルではあるが便利な道路であり、1日も早く開通されるように全力を挙げて取り組んでほしい。そこで、今回取得される土地の一覧表に11名の方々載っている。地元で用地買収の説明をされたときに、人名とか金額が公表されるとそのことに関心が集中するため、地元で公表しないようにとの要望があった。例えば、誰々ほか何名ではだめなのか。答弁として、従来からこのような対応となっており、

議会へは詳しい資料が求められている。地元の土地所有者の方々には、議会へ上程する前にその点も建設計画課から伝えており、理解を得ております。

ほかに質疑なく、次に、議第55号、日野町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

委員より、今回改正され新たに5年間の期限となるが、今日までの5年間で対象となった企業は何社あったのかとの問いに、答弁として、残念ながらこの5年間で申請の数はゼロでございました。今後は、できる限り制度を周知し、ご利用いただけたらと考えています。

委員より、現在の条例について、先日開業された大日製罐は、条件的にクリアできなかったのか。答弁として、大日製罐に対しても条例の説明をさせていただきましたが、要件が合わなかったため申請まで至りませんでした。

委員より、西大路地先の準工業地域について、売り地が出ているようであるが、この地域も該当するのかとの問いに、答弁として、従来からも準工業地域は、町として大きな工場の進出は考えておりません。今回についても、工業地域と工業専用地域を対象としており、準工業地域は含まれておりません。

委員より、関連として、特に第二工業団地ではバス停が遠いと思うが、通勤者の交通網について、今後の考え方はどうか。答弁として、第二工業団地については、現在、バス停はありません。昨年、工業団地においてアンケートを実施されましたが、希望者は少なく、工業団地としての要望はされておられません。

ほかに質疑なく、討論に入りましたが、反対討論なく、採決に入り、全員起立により、当委員会に付託のありました議第51号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）ほか1件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、提出案件のうち本委員会に付託のありました案件の審査を終了し、9時21分、町長の挨拶をいただき、ここで執行側の退席があり、暫時休憩としました。

9時35分、審査を再開し、請願第8号、平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書を議題とし、紹介議員の趣旨説明の後、質疑に入りました。

紹介委員より、ただいまの趣旨説明に関する追加情報として、町長宛ての要望書については、9月15日付にて銀座商店街宛てに回答書が出ており、閉店後の利活用については、商工会がつくるまちづくり懇話会に町も加わり考えましょう、また、商店街の振興計画についても、商業者、住民の皆さんと町も一緒に考えましょうとの内容であります。

ここで、事務局より請願書の訂正がありました。これは、既に議案として議会に上程された後の訂正であり、議会の許可が必要となり、最終日に訂正について議決をいただきたいと思います。それと、意見書の関係については、地方自治法125条に基づき、また、議会の会議規則89条においても「委員会は、請願について審査の結

果を次の区分により意見をつけ、議会に報告しなければならない」となっています。今までの例では、町に対する請願については、採択したものは議長名で町長宛てに送付しており、決議した場合は決議文も添えて送付しています。

今回は、請願の趣旨として、「日野町議会として、本請願書に係る町当局の対応の経過および結果の報告を求めているといたされたいとお願い申し上げます」とあります。そこで、配付させていただきました様式44号を見ていただきたいと思います。今まで町宛ての請願で採択された場合には、この様式にて議長名で町長宛てに送付しているものであります。今回は、この様式44号に、その処理の結果を何月何日まで報告されるよう地方自治法125条の規定により請求しますという文言をつけ足して、町長へ提出することと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員より、町からの回答はいつまでに求めるのか。紹介委員より、請願の内容としては、平和堂の閉店までに振興計画を示してほしいとあり、閉店は年明け1月ぐらいがめどであるため、今から二、三カ月後となる。

委員より、遅くとも年内であろう、12月議会の関係もある。委員長より、それでは11月30日とさせていただきます。

委員より、商店街の振興計画については、具体的な作業となれば、地元、商店街、町での3者会議でつくるものかどうか。紹介委員より、振興計画は皆でつくり上げるものであり、平和堂との折衝は町にやっていただきたいとの内容である。また、昭和57年の開業時の経過として、町商協にて一旦面積を削減したものの、町からの要望で面積が広がった経緯があることについて、今も商店街の長老の方が翻弄されたと言われております。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員起立により、請願第8号、平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書については、採決するものと決しました。

次に、請願第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願についてを議題とし、紹介議員の趣旨説明の後、質疑に入りました。

委員より、私はもともと市場原理主義的なグローバリズムは批判的に見ておりまして、経済政策としてのT P Pも批判的な立場です。以前ですと、安全保障の関係もあり簡単に理解できない部分もある。最近の状況では、安全保障面が変わってきた様な気がしている。したがって、単純に経済政策としてのT P Pに対する批判的な立場であります。

また、委員より、最近の状況として、アメリカと日本との関係で、安倍首相は今臨時国会で批准するとして、アメリカに対して牽制している。先走って日本は批准すべきでないと思う。以前に農協および町民会議から出された請願については、国会での議論について、情報を開示しながらも徹底的に行ってもらいたいとの思いが

底辺にある。

また、委員より、私も同感である。農業問題に目を向けると、現在、ミニマムアクセス米として77万トンのお米が日本に入ってきており、そのうちでアメリカから36万トンが入ってきている。仮にTPPが批准されたとすると、13年後となるが、さらにアメリカから7万トン増え、これとは別に加工米として6万トン入ってくることとなり、結果的にアメリカから50万トンのお米が入ってくるようになる。国は、隔離しておくから大丈夫だと説明されるが、それにも税金が使用され、何1つよいことがないのが現実である。

また自動車については、アメリカと日本との間で2.5パーセントの関税がかかっている。この関税が撤廃され始めるのは15年後となり、完全撤廃は25年後となる。トラックについては30年後であります。そのような先の話では、何も意味がないと思われる。日本にとって不利な内容ばかりである。

アメリカ大統領候補のクリントン氏、トランプ氏もTPPに反対しており、アメリカ最大の組合組織もTPP阻止に向けて連携していくと宣言している。その中で、日本がアメリカより先に批准することは、何1つよいことではないと思います。ぜひTPP批准の阻止に向けては、この請願の趣旨に大賛成であります。

また、委員より、この請願の項目が、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこととあるが、完全にとめてしまうこととなる。そうではなく、国会で慎重に審議していただき、そうした上で判断すべきだと思いますとの意見がありました。

以上で質疑、意見交換を終了し、討論に入りました。

まずはじめに、反対討論として、委員より、批准をとめるとは、そこまではどうか。もっと情報公開して、国会において検討されたらよいと思う。町が批准に反対するのはいかがなものかと思えます。

これに対して賛成の討論として、委員より、このTPPは本年2月4日に調印式が行われ、現在12カ国の批准作業に移行しているところである。日本の進路、国のあり方を変える重要な課題である。その内容も十分に公表されておらず、わが国も調印したが批准はしていませんが、批准が前提であるような報道をされているマスコミもあり、何か完全撤廃で物が安くなるような宣伝がされている。多くの国民や農家の方々から、食の安全・安心は保障されるのかという心配の声が上がっています。十分な情報開示と議論が行なわれないまま日本がTPPに批准しないよう、日野町議会からも批准に反対した意見書を提出したいと考えます。

以上で討論を終了し、採決に入りました。結果、起立、賛成多数で採決するものと決しました。

次に、提出されました意見書案について、質疑を行いました。

委員より、この意見書案では、今国会でとあるが、先ほどの説明では国会決議と

あった。

また、委員より、国会決議に明らかに違反しているというのは、分からないことも現実が多いわけですから、明確に言い切るのはどうかと思う。それと、先ほどのアメリカ大統領の両候補は、TPP協定そのものに反対しているわけではなく、TPP合意内容に反対しているものである。また、今国会で勇み足という部分が強調されるようなものになればよいと思います。

委員長より、今、意見のあった箇所を修正することによろしいでしょうか。

委員より、もう少し正確な情報を調査し、精査する必要があると思います。

以上から、修正事項は正副委員長に一任されました。

議長より、臨時国会は26日の開催であり、町議会は27日に閉会となるため、日程的には問題ない。

委員長より、提出先は衆参両議長でよろしいですね。意見書の提案者と賛成者をどうするか。このことについて協議をしました結果、提案者は対中委員、賛成者は後藤委員および奥平委員とすることに決しました。

以上をもって本委員会に付託されました案件は全て審査を終了し、午前10時38分、委員会を閉会しました。

これで産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 暫時休憩します。

－休憩 9時53分－

－再開 9時53分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。産業建設常任委員長。

**9番（富田 幸君）** 大変失礼しました。請願の採択のことを「採決」と申し上げました。これが2件ありましたので、2カ所「採決」を「採択」に変更いたします。大変失礼いたしました。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 12番、池元法子君。

**12番（池元法子君）** それでは、平成28年第5回9月定例会における厚生常任委員会の委員長報告を行います。

平成28年9月16日金曜日午後1時より、委員会室において、執行側より藤澤町長、平尾副町長、池内総務政策主監をはじめ、福祉課、住民課等関係職員と厚生常任委員8人全員出席のもとで開催をいたしました。町長、議長挨拶の後、本委員会に付託されました3案件の審査に入りました。

議案の説明については、先に開催されました議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後、採決を行うことといたしました。

まず、議第54号、日野町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律施行条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、審査会委員の任期が2年から3年に改正されたことは承知した。審査会の概要を説明願いたいとの質問に、福祉課参事より、障害者支援区分等審査会については、手帳をお持ちの方々の支援サービスの内容を決定するにあたり、支給量を決定するためのものである。町の調査員が調査し、医師の意見書を付して審査会に諮る。審査会では、「非該当」から「区分6」までの決定審査を行う。審査会は、市町単独設置型共同合議体方式により、東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町の2市2町により運営している。委員の任期については、政令改正を受け、2市2町の合意により改正しようとするものであり、審査会名称は、国からの通達により改正するものであるとの答弁がありました。

また、委員より、審査会は、市町単独設置共同合議体方式と伺ったが、市町の委員構成はどのようになっているのか、また、サービスの決定は誰が行うのかとの質問に対し、福祉課参事より、審査会委員は28名以内とされており、現在2市2町で23名を委嘱している。委員の選考は、市町担当部局と協議しながら東近江健康福祉事務所が主に行っている。A、B、Cの3合議体があり、各5名の委員で構成する。8名は交代要員となる。日野町からは2名の委員をお願いをしている。サービスの決定については、日野町の場合、C合議体で審査され、日野町の委員も1名審査に加わっていただいている。また、対象者の氏名等は伏せた形で審査にかけるとしているが、審査対象者の氏名等を委員が明らかに推認することになれば、当該審査には参加しないとの答弁がされました。

また、別の委員より、審査会の構成について、医療的な専門家は入っているのかとの質問に、福祉課参事より、医師、保健師、作業所の社会福祉士等の専門家により構成され、審査されるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、議第57号、平成28年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審査に入りました。

委員より、一般管理費の委託料の補正については、平成30年からの移行のためのものと伺っているが、詳しく説明願いたいとの質問に、住民課長より、委託料については、本年10月以降、県に導入される納付金算定システムにより平成29年度納付金を試算するための被保険者数等を抽出するためのシステムカスタマイズ費用である。町は平成30年度に向けては、現システムを改修するのか、国の標準システムを使うのか、現在検討を進めているところであるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、議第58号、平成28年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入りましたが、質疑なく、質疑を終了いたしました。

続いて、各案一括で討論に入りましたが、討論なく、討論を終了し、議第54号、議第57号、議第58号一括採決を行い、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決

しました。

町長挨拶の後、午後1時22分、厚生常任委員会を終了いたしました。

これで厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** これより、特別委員長の報告をいただきます。

次に、予算特別委員長 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、平成28年第5回定例会9月議会の予算特別委員会の委員会報告を行います。

9月16日午前8時57分より、委員会室において開催されました予算特別委員会は、今議会に提案されました議第56号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第1号）1億2,219万8,000円増額予算について審査を行いました。出席議員は全員であり、また、町執行側より町長、副町長、教育長をはじめ、総務政策主監、教育次長、関係課長、参事、担当職員が出席いたしました。

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費について各担当課長等より説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入に関して、委員より、法定外公共物売り払い収入の場所と面積は、土地売り払い収入の土地の地価はどれほどか、財政調整基金繰入金の残金4,000万円の戻し入れの見通しの問いに対して、法定外公共物売り払い収入は、里道で、松尾地先2筆で70.3平米92万2,220円、寺尻地先1筆78平米で15万1,782円。また、土地売り払い収入について、固定資産評価額は地価公示価格の7割であり、割り戻した額を算出して、土地形状を考慮して、補正係数0.5を乗じて算出した額であります。財政調整基金は、予算手当が可能なら12月か3月補正で戻したいとの答弁でありました。

委員より、地方特例交付金の目的と今後の見通しの問いに対して、地方特例交付金は、住宅ローン控除による地方公共団体の減収を補填する目的のものである。以前は、子ども手当や自動車取得税減税に伴う補填もあったが、現在は住宅ローン控除のみである。今後も減税により地方の住民税に影響するものは、国で交付されるとの回答でありました。

続きまして、総務費に関して、委員より、日野駅改修補助金とガバメントクラウドファンディング制度による寄附との関係、また、寄附行為が禁じられている政治家の立場についての質問がありました。答弁といたしまして、駅舎整備の補助金総額は5,120万円で、うち地方創生加速化交付金は2,000万円であり、3,120万円は今回の補正である。また、それとは別に、寄附目標3,000万円は、プラットホームなど駅全体の整備のためにと考えている。寄附について、政治家として制約はあるが、かけ声や紹介などで協力願いたいということでありました。

委員より、交通安全施設対策事業で、防犯カメラ設置は考えていないのかの問いに対して、現状は設置は考えていないとの回答でありました。

続きまして、民生費では、委員より、障害者作業所整備補助事業で整備される2カ所の作業所の性格と規模について質問があり、答弁として、中之郷は高度行動障がい者を対象として、定員7名、事業費5,000万円であり、法人負担金は1,120万円の2分の1を町が補助する。用地は町有地であり、法人に無償貸与する。大谷は農業班で農作業できる障がい者を対象として、定員13名、事業費約3,500万円であり、法人負担分の2分の1を町が補助する。用地は購入される。現在補助申請中であり、いずれ採択されれば、来年4月に開所を予定されているでありました。

続きまして、衛生費では、委員より、風疹の予防接種の対象人数、年齢制限の有無や周知方法、また、流行しつつあるはしかの予防接種予定について質問があり、回答として、風疹はほとんどの人が接種済みですが、未接種者へ県事業に同調して実施するもの、妊婦やその家族などを対象とするものであり、産婦人科医などで周知する。対象者は十数名程度。はしかの予防接種は、今後、国・県の動向を見つつ判断するというものでありました。

委員より、ごみ集積施設設置事業の設置予定箇所は、また、各地区での設置基準はの問いに対して、ごみ集積施設は、当初予算で蓮花寺、今回の補正では曙と予備の2カ所を考えている。設置基準は25世帯以上で1カ所となっており、予算に余裕があれば、自治会で複数の設置は可能であるとの答弁でありました。

引き続き、農林水産業費に関して、委員より、絆の森整備事業の詳細および里山整備事業との関係について質問があり、町答弁として、絆の森整備事業は市民参加型で、5ヘクタール以上の森林で10アール以上の整備が対象となり、熊野地区で山の下草刈りを行ってもらっている。国費50パーセント、県費20パーセントの補助がある。里山整備事業は、琵琶湖森林づくり県民税を財源とする事業であり、1ヘクタール以上を対象として、森林を間伐して県民が出入りできるよう整備するものであり、今年度より野生獣の生息域をすみ分ける整備と里山防災事業に縮小されたとのことでありました。

続きまして、土木費では、委員より、土木工事費等補助事業および河川管理事業の補正予算は、地元要望に全て対応できる予算額なのかの問いに対して、地元要望があった全てに対応しているとの回答でありました。

また、公園管理運営事業での大谷公園のトレーニングルーム備品購入や、キュービクルと言われる受電設備の更新についての質問もありました。

教育費では、委員より、幼稚園管理運営事業で整備される西大路幼稚園について、現場の声が十分反映されたものになっているのかの質問に対して、教諭との打ち合わせは3回行っている。備品は3歳児用滑り台、ロッカー、ピアノなどであり、今後さらに詳細を詰めていくとの答弁でありました。

また、委員より、日野小学校体育館のタイルが剥がれたまま放置されている事柄

も取り上げられ、町は対応するとの答弁でありました。

委員より、文化振興事業でのわたむきホール虹の電気設備工事に関連して、わたむきホール虹の敷地内での陥没箇所や駐車場の車どめ、白線など、不備となっていることや、和室の畳の破損、東桜谷公民館ホールのエアコンのききが不均衡になっている事柄など、改修要望の質問も出され、町は計画的に対応していく旨の答弁がありました。

ほかに質問はなく、質疑を打ち切りました。

これにより、本委員会に付託された1議案について、討論に移りました。別に討論もなく、採決に移りました。町長提案どおり、可決決定することに賛成の委員の起立を求め、起立全員で議第56号 平成28年度日野町一般会計補正予算（第1号）を原案どおり可決すべきものと決し、午前10時21分に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、日野町認定こども園の設置等に関する特別委員長、11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、平成28年日野町議会第5回定例会日野町立認定こども園の設置等に関する特別委員会の委員長報告をいたします。

委員会は、去る9月16日金曜日、午前10時45分より委員会室で開会いたしました。出席者は、委員全員と杉浦議長であります。執行部側より藤澤町長、平尾副町長、今宿教育長、古道教育次長、池内総務政策主監、高橋総務課長、橋本住民課長、宇田福祉課長、そのほか課長、参事、課長補佐、専門員であります。開会挨拶の後、町長、議長より挨拶を受け、今回の委員会への付託案件は、議第52号、日野町立認定こども園の設置等に関する条例の制定についてを議題としました。

本委員会の審査は、議員全員協議会において既に議案の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

委員より、現在の幼稚園・保育所の形と認定こども園の対比をすると、どのようになるのか。幼稚園と保育所の合同保育から認定こども園となることで、職員同士の助け合いや交流も図れるという質疑での認識であるが、そこはどうか。合同保育では職員室が2室だが、こども園では1室になるのか。また、保育所で所長をなくして、全て園長にするという条例の扱いについて、ここ何年来、その体制で来ているのではないのかの質疑に、答弁として、現在も幼保お互いに助け合いを現場でやってもらっているが、認定こども園では1施設となるので、さらに一体感が高まることを期待している。職員室については、3歳児以上児の職員室と3歳児未満児の職員室となり、今と同じである。日野町立何々保育所何々園であり、3園とも園長が各園を束ねており、その現状に合わせている。

委員より、現状での不安な部分や今後の課題に対する検討などどうか。答弁

として、大きな不安点はないが、幼稚園の終了時刻以後に園庭での遊びの園児が多いと、保育園児の午後の睡眠に支障が出るとの心配の声があるが、午睡専用の部屋を設ければと考えている。また、緊急保育の要望があれば、新たに設置したファミリーサポートセンターの活用を考えるが、今後、大きな声となれば何らかの対応が必要ではないかと考えている。また、幼保連携型認定こども園となると、福祉課管轄の色合いが強くなる傾向だが、教育、保育も大事であり、福祉課と教育委員会の太いパイプが大切になってくる。今後、そのところを検討していきたい。

委員より、両方のパイプが大事だとの意見だが、教育委員会からの意見をお聞きしたい。答弁として、福祉課において子どもにかかわることを統合していく方向となるが、教育委員会としては、教育的分野をどのようにつないでいくかが課題である。教員の研修の確保なり幼児教育にかかわる部分の指導をどのようにしていくかが大切である。義務教育では、県の教職員である参事や指導主事を置き、県教委との関係性を確保しているが、それに似たシステムが必要ではないかと考えている。

委員より、こども園の設置の改修とか設備の整備についてはどうなのか。また、今後、町として幼稚園・保育園を認定こども園化していくという方向性についてはどう考えるのか伺いたい。答弁として、園の設備については、合同運営により施設等は一定広げられてきた。ただ、午睡室については、保護者との話し合いもあり、新年度の早い段階で進めていきたいと考えている。今後の方向として、日野町全体で幼保を考えていくと、私立の日野福社会で20人定員増、そして認定こども園と鎌掛とを合わせて50人の受け入れ増を見込んでいる。その中で様子を見ながら、次の段階として、幼稚園の預かり保育や認定こども園など、状況に応じて対応していかねばならないと考えている。

委員より、滋賀県の認定こども園にかかわる独自基準として、苦情処理体制が必須となっているが、どのようにされるのか。専門の職員を置いて対応されるのか。また、給食についてはどのようにされるのか、今後のお考えはどうか。答弁として、保育園の玄関に苦情処理責任者誰々と掲示してあり、主任が責任を持って対応をしている。調理室での給食提供については、低年齢は園内施設での調理、高年齢は桜谷小学校からの搬入であり、将来的には、園舎の建てかえ時に調理室の機能を考慮する時期になろうと考えている。

委員より、桜谷は幼稚園と保育所が隣接していることから、認定こども園が実現したと思う。今後、就労希望の母親が増えるが、待機児童を減らすためには、幼稚園型の認定こども園が望ましいと考えるが、幼稚園型になっても認定こども園の主管課は福祉課なのか、教育委員会なのか、どうなのか。答弁として、現行の中では、幼稚園型の認定こども園の場合は、県の教育委員会の所管となっている。しかし、子どもに関する施策ということで、1つのところで行っていくほうが望ましいと考

えられる。他の市町においてもそのような方針になりつつあり、そのことについて今後検討していくことになると思われる。

委員より、幼稚園は学校教育法、保育所は福祉法、認定こども園は認定こども園法の3本立てになるが、育て方の違いはあるのかについて、答弁として、それぞれに要領、指針があるが、どこへ行っても日野町のどの子も同じ教育、保育を受けられることが基本である。要領、指針が異なっても、共通のカリキュラムを持って対応することができるよう、現在検討している。保育指針は、幼稚園教育要領の教育の5領域を基本にしており、認定こども園もそのことを基本にしていることから、根本は同じであり、共通のものができていくと考えている。

そのほかに質疑なく、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入りました。全員起立であります。よって、議第52号、日野町立認定こども園の設置等に関する条例の制定については、原案どおり可決すべきものと決しました。

本会議の委員長報告は委員長に委ねるとの賛同を受け、当委員会に付託されました案件の審議は全て終了し、町長の挨拶を受け、11時18分、閉会をいたしました。

以上で、平成28年第5回日野町議会定例会、日野町立認定こども園の設置等に関する特別委員会の委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 平成28年第5回定例会人口減少対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月20日午後2時より、第1・2委員会室において人口減少対策特別委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より藤澤町長をはじめ、関係各課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶をいただき、建設計画課長より、日野町空き家等実態調査結果について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、地域とともに取り組むということだが、地域に示して取り組んだのか。また、企画振興課はA、Bについてどのように取り組まれたのか。建設計画課長より、個別の区長へ連絡はしていない。C、Dについても提供をしていない。企画振興課長より、A、Bは330件、Aはそれなりに活用できると考え、Bは即活用は難しいものもあり、再度、調査等により222件に絞り、意識調査を送り、116件の回答をいただいている。そのうち空き家登録を承諾されたのは32件、されなかったのが69件、検討するが15件であった。32件にアプローチし、既に10件の立ち会いを済ませ、現在、関係課に規制の確認等を行なっている。登録希望や検討中の対応が落ちついたら未回答分も調査したい。

委員より、地域に情報提供できるものはしたほうがよい。また、返事のないものは調査をして、登録数を増やす努力をしてほしいとの意見がありました。

委員より、現在の登録数はどうか。C、Dの危険な空き家への対応はどうか。企画振興課長より、現在10件で、今回の調査による追加分が10件あり、合計20件となる予定である。建設計画課長より、特定空家としている物件については、これまでから対応は進めている。C、Dについては、町で再度確認し、危険と思われる物件は、所有者に適正管理のお願いの通知を出している。

委員より、危険空き家の数と所有者の状況はどうか。また、Dの数が特定空家に移行するのか。県内で行政代執行の事例はあるのか。建設計画課長より、町が特定空家と定めているのは5件、法令に基づき期限を定めて通知をしている。その中には、町が出向いて面談など行なっているものもある。面談では、費用についても分かる範囲で説明し、取り壊せる状況に向けて取り組んでいる。調査でDとなった中に特定空家も含んでいる。倒れても周囲に影響がなければ、町から指導するか分からない。事例については、知る限りでは、行政代執行は聞いていない。

委員より、所有権問題が難しいが、どこまで周辺住民や地域で対応できるのか。建設計画課長より、地域で取り組まれた事例を聞いたことはある。地縁、血縁関係を活用しながら指導、助言を行なっていく。また、最終的に行政が取り壊しても土地は残る。地域での土地管理も考えて対応していかなければならない。

委員より、日野地区は空家特措法の手続をとらなくても解体に向かう話になりそうだと感じている。町内全体についてはどうか。建設計画課長より、C、Dは全てコンタクトをとっていないので言えないが、空家特措法が施行されてから住民の関心も高まって、解体だけ済ませる人が増えてきている気がする。

委員より、空き家を会社組織が売りに出しているものを購入し、組や区につき合いでもめたことがある。町は販売側に何か伝えているのか、施主等は相談しているのか。企画振興課長より、本来、不動産の仲介は民間が行うべきであるが、本当に町を理解して住んでいただけるようにとの思いもあって、町がこのような制度をつくってきた。空き家情報登録制度で紹介する場合は、自治会へ加入することの誓約をしていただいている。町では、民間で売買されているものの情報を入手するのは困難で、民間にこのことを徹底するのは難しい。建設計画課長より、用途区域の問い合わせはあるが、自治会について問い合わせは受けていないし、分からない。議長より、業者が自治会の説明をしないで契約をすることはない。今は宅建協会も全て説明しなければならなくなっている。自治会費などの経費等必要なことは説明するよう義務づけられている。企画振興課長より、現制度は、本人同士の契約であるが、過去にトラブルもあったため、来月、宅建協会に相談をする予定であり、民間業者の決まり等も教えてもらおう。

委員より、空き地を欲しいという人はいるのか。企画振興課長より、町には空き地の紹介制度はまだない。全国的に自治体で空き地の登録をしての仲介は少ない。

三重県で実施しているところがあり、着手に向けて、今後、視察を行うとの答弁がありました。

次に、定住・移住の促進対策に関する提言の構成（案）について資料作成委員より説明を受け、委員長より、今後の議論の進め方を諮り、今委員会では、1、2、3の項目について議論を行い、次回は4、5、6項目について行い、次に7、8項目と進め、最後にまとめて整理する予定と決定いたしました。

その後、現状把握の部分であります1、2、3項目について質疑、意見交換に入りました。

委員より、少子化は、地域での行事、村役員のかかわり方やあり方が現状に則しておらず、議論されてこなかったのが要因ではないかと思う。

委員より、家族構成の変化で後継者がなくなり、核家族化する中で、地域の後継者もなくなり、地元を離れていく傾向が少子化の原因にもなっている。共働きで子どもをつくれない社会背景もあると思う。

委員より、総合計画の中で、価値観とライフスタイルの変化の項目があった。人間関係が希薄になってきたが、人とのつながりや物を大切にしていこうとする新しい考え方や兆しが生まれてきているという書きぶりだったが、世代の中でそういう風潮になってきたということかとの質問に、企画振興課長より、特に高度成長期によいも悪いも何でも新しくすればよいという流れになっていた。そうした中で、本当にそれでよいのかと見直されるようになった。本来、よいものは残さなければならぬし、それらをしっかり見きわめていくべきという流れが出てきて、若い人も目を向けるようになってきた。

委員より、私の中では、そういう動きも芽が出てきた段階で、今から育てていかなければいけないと思う。まだその体制にはなっていないと考えているがどうか。企画振興課長より、そのとおりだと思う。ただ、以前より進んでいると思う。今回の町史のダイジェスト版も多くの人が注目していて、町の歴史、文化に注目する人が増えてきたのが、そういう流れだと思う。

委員より、町の有形の資源として、日野祭や芋くらべ祭、商人館などがある。町の物理的な弱点は、一般的に交通。近隣のJRやインターとつながっているところと比べると、弱点になる。移住を阻害、排他的なものにするのはどこにでもあり、大変。

委員より、町の歴史的文化遺産は非常にたくさんある。その集大成が町史編さんであり、評価されるべきだが、町民がそれを知る機会が意外とない気がする。町民意識調査で住み続ける気がない人のうち、5割の理由が交通の利便性であったと思うがどうか。企画振興課長より、JRの主要駅から離れているのが一番の理由。近江八幡までバスで時間がかかる不満が多い。通行時間や運賃もあわせて、基本的に

不便だと思う。

委員より、日野のよいところ、人柄、土地柄、人とのつき合い、そこを含めてアピールしていけばよい。仕事があるかどうか重要。転入・転出の理由は男女で違うが、仕事は大きな課題。高齢者世帯が多くなり、役員などの維持が問題となってきた。子ども会や婦人会がなくなっていく中で、協力していくにはどうすればよいか地域が課題だと思うなど意見がありました。

また、委員より、年代を超えたコミュニケーションがとれていない。若い人の意見が出せるような町にしていかなければならない。町の考えはどうか。企画振興課長より、町民意識調査で、定住促進についての施策に力を入れてほしいかの上位では、子育て支援が44.3パーセント、雇用の場づくりが33.5パーセント、地域の慣習やしきたりの改善が30.5パーセント、交通体系の整備が23.0パーセントとなっている。

委員より、運動会などに参加すると、若い人はいる。そういう若い人たちをいかに参加させるかが大事。おしゃれなカフェなど、少し知的なところがあるとトレンドで、自然と人も集まってコミュニケーションが生まれるのではないか。新しい人が入ってきて開いた店に若い人たちが集い、それを地域は温かく見守っているようである。しかし、同じ価値観の人が集まる傾向があり、価値観、世代間交流までには至っていないのが現状に思う。日野町は子育て支援が充実していると聞く。成果が出ているというふうに思う。新しい人の活躍は大きい。入りやすい、住みやすい環境にしていくことが大事。

議長より、日野でも人口は町なかに集中してきている。周辺部に暮らす人々に町から出ていかれないよう、日野町の素晴らしさを子どもころから教育で伝えていく必要がある。地域を守る慣習も育てる必要がある。

委員より、人口減少は自然増減の部分と定住・移住のような社会増減という大きなくりがあり、あえて定住・移住を真ん中に置いた上で、地域集落に住んでもらう、来てもらうために提案をまとめていきたいと思うという意見がありました。

ほかに質疑、意見なく、閉会に当たり、町長より挨拶をいただき、午後3時45分、終了いたしました。

以上で人口減少対策特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、地域経済対策特別委員長 4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** それでは、平成28年第5回定例会における地域経済対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は平成28年9月21日水曜日、午前8時55分から、場所は第2委員会室で、出席者は、議会側は委員全員と議長、執行側は町長、副町長ほか関係職員の出席をいただきました。

協議事項としては3点で、1点目が企業誘致および工業用地開発の現状、2点目が幹線道路関係の現状、そして3点目は第5次総合計画における経済対策の進捗状況で、今回は総合計画施策の24～26に関して、具体的には、観光と農業と産業連携について意見交換をしました。

まず、協議事項1点目、2点目について、委員から、鳥居平地先の開発申請が出ている件で、造成工事に入っている状況が見られる。どういう形でこれから造成工事が進むのか。例えば、残土の排出があるのか、盛り土で土の搬入が行われるのか、それから、いつまで造成工事の予定になっているのかをお聞きしたいという質問があり、商工観光課から、大変低い地形なので、盛り土が大半になる。現在は調整池を築造するための準備に取りかかっていると聞いている。完成予定は平成30年3月と聞いているという答弁がありました。

さらに、委員からは、盛り土が中心になると、その工事が平成30年まで続くということによいか。また、土を運んでいるのか。桜川西中在寺線における道路で、向茂組さんの20トン車が相当走っていて、ああいった状況が30年まで続いていくのか、分かるようなら教えたいという質問があり、商工観光課からは、おそらく東近江市の方から、向茂組の土の仮置き場から運んでいるというのは聞いている。30年までずっと続くわけではなく、とりあえず粗造成というので盛り土をされているが、その後、排水路関係などの工事に取りかかっているといわれるので、ずっと搬入し続けるというものではないと思うという答弁がありました。

次に、副委員長から、今回の議会で企業立地促進条例の一部改正が上がっているが、その中に、誘致する企業の条件、つまり業種があつて、こういう業種は手を挙げていいですよというように条件をつけてあるが、それよりも、こういう業種であるとか、こういうことをするような企業はだめですよというような条件をつけた方が手を挙げやすいのではないかというふうに感じているが、改正案のようになっているのは何か意味があるのかという質問があり、商工観光課から、基本的にはやはり製造業であつて、食品、機械、鉄、薬品などの製造業で人をたくさん雇っていただきたい思いがある。製造業がまず中心だというのがもとにあつて、IT、研究機関、トラック輸送など、人がたくさん働いてもらえる業種、さらに環境への影響を考えて標準産業分類で分けている。当然、工業専用地域なので、優先的に工業業種に来てほしいという意味合いで業種を制限しているという答弁がありました。

さらに、副委員長からもう1点、今回の改正で運輸業のターミナル的なものも可能になると思うが、そうすると、トラックとかが行き来することが増えてくると思う。それに対して周辺住民への安全性の確保等について、今までより厳しくなったのか、それとも今までどおりで十分対応できるのかという質問があり、商工観光課から、基本的には今までどおり、トラックについても、道路交通法などいろいろな

規制もあるので、その中で近所の皆さんに迷惑をかけないということは当然だと思う。その点については、もちろん立地する企業とは事前に話をさせてもらおうし、日野町だけの規制というのはできないのではと思っているという答弁でした。

また、別の委員から、今回の改正条例の企業立地条件には、西大路の準工業地帯は入っていないということであったが、その地域はどのように考えているのか。旧山中正吉邸の跡地が大分荒れているが、どのような関係を予定されているのかという質問があって、商工観光課から、当該地は民間の方が買われたということで、その方とは接触がないので、何か工場を建ててほしいということにはなっていない。準工業地域というのは住宅も建つので、余り大きな工場はなかなか建てられない場所というように認識している。周りの騒音とかもあるし、町として、ここへこういう企業を誘致したいということにはならないと思うという答弁がありました。

さらに同委員からは、涼橋神社の西側が荒れた状態のままになって、非常に困っている。環境整備面でどのようになっているのか、やっていることがあれば教えてほしいという質問があり、商工観光課からは、宅地とか宅造地については、草が繁茂していれば刈って下さいという通知を年に1回は住民課から出しているが、当該地がどうかという点は確認していないので、後ほど確認しておくという答弁でした。

また、議長から、この企業誘致の経過説明に上げるのは、面積基準になっているのか、あるいは意識的にここについては説明しないでおこうという場合があるのか。1,000平米以上については開発が必要なので、開発が伴うものはここに上げて説明をしようとしているのか、その基準を聞きたい。例えば、木村テックが第2工業団地でSKの残っていた土地を購入されたと思うが、この面積を基準としているのか、それとも面積はかかわりなく、企業がこういうことをしたら委員会で説明をとっているのかという質問があり、商工観光課からは、基本的には、企業が新規で進出されるということの経過を報告するように思っていると。

さらに、議長からは、以前は、開発が伴ったら開発申請が出た時点で説明するように要求していたが、そういう認識ではないのかという質問があって、商工観光課は、企業の進出で、具体的に開発が行われるというのが分かってきた段階で報告するようにと認識しているという答弁がありました。

また、議長から、カントリーエレベーター横の、以前にも不動産があるところを今資材置き場にして、排水工事の残土置き場として使用されている土地があって、そこに開発基準の看板が上がっていると思うが、看板が上がっている以上は開発申請がされたということであるが、今まだ開発申請の看板が上がった状態である。本来は工事が終わったら撤去する看板があるということは、現実的に開発していくということで、倉庫を建てるとか、工場を建てるとか、目的物があるはずである。それにもかかわらず、最近「貸地」という看板が出て、開発申請が出されている行為

と、今回、看板が出された行為は全く違う意味にならないのか。当初から、貸倉庫なのだったら、貸し倉庫用地などの名称になると思われるが、ごく最近、開発申請と許可が出されているものとは違うので、どのように把握されているのかというお尋ねがありました。商工観光課長から、当該地は、工場ということではなかったののでこの委員会には上げていないが、倉庫ということで出され、開発の工事はもう終わって検査も終わっていると聞いている。その後、貸されるような看板が出ているということで、それによって、今度、また、工場が来られたら、またその時点で報告させてもらおうと思うという答弁がありました。議長からは、説明が成り立っていないということで、自己の倉庫として申請されたのなら、自己の倉庫を建てずして土地を貸すということになる。脱法行為にならないか。こういうことが日野町で横行することになれば、例えば、農業倉庫を建てて、それをまたほかの目的に使うという行為がどんどん出てきて、何を規制していくのということになる。ましてやここは工業用地なので、一度調査されて、いずれかのところで報告してほしいという要請がありました。商工観光課は、調査した後ほどまた報告したいという答弁がございました。

また、私の方から、竜王町内にワークマンの物流センターがあつて、向茂組の開発事業だと聞いているが、あのケースの場合は、向茂組が造成して貸しているのか、売っているのか、建築して貸しているのか、売っているのか、向茂組の事業のやり方をご存じなら教えていただきたいとお尋ねをし、商工観光課からは、基本的には向茂組で土地を造成されて、それをワークマンに売却され、ワークマンが建物を建てられたというように認識しているというお答えでした。

また、別の委員から、日野徳原線、内池バイパスの測量の着手の予定がはっきりしていれば教えてほしいと要請があり、また、三十坪に対しては設計の説明をし、これが済めば用地測量の説明をして、用地測量に着手をするということでもいいのかも伺いたいというお尋ねがありました。建設計画課から、内池西については、既に用地測量の業務を発注していて、業者とともに県と町とが伺って説明をさせていただいた。業務につきましては、6月14日からの工期になっている。三十坪地区は、詳細設計の説明会を8月6日に開催したが、詳細設計自体が平成22年のもので、改めて今年度、再度説明会をさせていただいたということである。地権者への説明会は、8月21日の現場において、お譲りいただく用地について現地で確認をお願いした。8月30日には、それに伴う用地の単価の提示をさせていただくのに当たり、三十坪上の集会所に県の担当と町とで伺ったと。

それに対して、同委員から、三十坪はまだ用地測量の予定が分からないということかという再度のお尋ねがあり、建設計画課は、詳細については、これからということであるという答弁でした。

副委員長から、中之郷のところの通学路であるが、規定の通学路は旧の西の方を通るようになってきているものの、現実、農道を通っておられるケースの方が非常に多い。奥師へ行く道と中之郷から佐久良の方へ行く道との境目に古い牛舎跡があって、この牛舎から中之郷の橋までの間に街灯が1本しかない。今現在、佐久良から奥之池に行く道のところにはたくさんの街灯がついているが、ぜひ中之郷の方にもつけていただけるようお願いしたいという要請があり、建設計画課は、どのような状況になっているか確認させていただくというご答弁でした。

以上で、1、2の意見交換を終わり、協議事項3の意見交換に移ります。

副委員長から、まず施策24から、民泊の受け入れ方について、事情で夜泊めてあげられないが、畑や田んぼがあるので体験の手伝いならできるというお宅が結構あった。逆に、農業をやっていなくても民泊に協力しておられる方がたくさんある。和歌山の日置に民泊の研修に行ったときにも、泊めることはしないが、体験だけをやっているという家庭がいっぱいあった。泊められるけれど体験は無理という方と、体験はできるけど泊められないという方を合わせた民泊があれば、もっと受け入れ家庭が増えていくし、声もかけやすくなってくると思うが検討できないかというお尋ねでした。

さらに、施策25から、日野に移住して田んぼをやってみたいという方が結構あると思うが、来てすぐというのは、田んぼを持つこともできないし、貸してもらえぬ農地があるかどうか分からない。最初は家庭菜園から始めるにしても、なかなか人間関係ができ上がっていないうちに声をかけていくというのは難しいことがあって、例えば、農地バンクとかファームバンクのようなものがあれば、空き家バンクに来られた方にあわせて紹介していくというシステムがあればなおいいというふうに思っている。以前、一般質問で検討しておきますということ聞いていたが、その後の検討状況をお尋ねしたいということでした。

商工観光課から、まず1点目が、体験と民泊を分けてすることはできないかという質問であったが、全国的には、和歌山県白浜町の日置川を中心とした民泊が取り組まれている。そこでは大きな川があって、その川での体験であったり、農業であったり、梅の産地でもあるというので、そういう体験とホームステイを分けるというやり方と、家業体験とホームステイを組み合わせた両方でされている。日野町の場合は、米の産地ではあるものの、それを体験プログラムとしてそれぞれを成り立たせるという考えもできるが、そこまでの生業があって、日野町の農業なり地域を伝える手法として実施できるかが課題である。日野町にお越しいただいている学校のニーズは、1つの家庭で通しでやってもらえるという安心感と、子どもたちと長く接することでできる信頼関係が教育旅行に役立つという評価をいただいているので、その路線を基本的に進めていきたいと思っている。いろいろな地域の方々と連

携をして体験を伝えることも重要なので、受け入れ家庭の方が同行して体験をするなど、その辺を主にして考えていきたいというご答弁でした。

農林課から、2点目について、移住者の方が農業をやりたいという場合は、家の前で自家菜園をやりたい、またもう少し大きく水稻もやってみたいとか、いろいろ形態があるかと思う。移住者の方は、農地を取得できないし、法的にも貸し借りができないので、集落内のご近所の方に教えてもらう、作物のつくり方も教えてもらいながらお借りするというような関係ができるのが一番いいのかと思っている。農業委員会で農地を取得する場合は、5反要件があつて5反以上ないと取得できないが、各市町の農業委員会の判断で一定範囲を決定できるようになってきている。家つきで自家野菜もしたいと、畑が前についているという場合での規制緩和的な、農業委員会としての判断ができないかと研究しているところで、自家菜園と家とセットでということが進むのではないかと考えているというご答弁でありました。

さらに、副委員長から、神戸に住んでいる友達の話で、貸してもらった畑が宝塚にあつて、わざわざ片道1時間余りかけて週末だけ畑をしに行くという人もいたが、日野町内の方が同じ町内に行つてつくるというのは、移住してきた人は余り苦には思わないのではないかと。自分の家の近所でなかったとしても、農業とはならなくても、いろいろなところを紹介できるシステムがあればいいかと移住者の目から見て思うので、ぜひご検討いただきたいというご要請があつて、農林課からは、鎌掛の日野菜の団地の方で貸し出します、つくり方も教えますよとされているが、それを今のところ町で情報提供するというのは考えていないが、地域の農業組合長を通じて紹介することは問題ないので、そういった面で考えてみたいというご答弁でした。

私の方から、今の2点目に関連して、企画振興課のかかわりを聞いたところ、企画振興課としては、移住希望で菜園をしたいという要望は多くあつて、調整区域になってくると、農地と所有権の中で分筆があつて、実際には宅地と同じようなところにあつたとしても農地は取得できないということになって、農地の所有権は移らず借りるというパターンになってしまうので、全部を買わなくても一部でいいので、家庭菜園として緩和できないかというのを検討されるということであつたが、家庭菜園の要望が非常に多いので、ぜひ検討してもらいたいと思つてるといふお答えでした。

また、別の委員から、観光と農業の関係で、今、日野町に協力隊の方が2名来られてそれぞれ活動されている。特に鎌掛に住んでおられる谷口さんは、さまざまな情報発信をされていて、例えばこの10月28日には、「日野菜の体験しませんか」という観光協会と連携した体験イベントで、先着10名をこれから募集される。そういった取り組みは大いにありがたいが、イベント的で一発勝負で終わってしまうことに協力隊の方は悩んでおられて、それをどう引き継いでいくかは、結果的には地元で

どれだけバックアップできるかにかかっているが、それはすごくコンセンサスが必要である。こういう中で加工施設ができることになって、地元では日野菜の振興会を組織して、荒廃地を整地して貸します、手ほどきもしますよと広報して、今年は8名くらいの方が来られているようです。地元の栽培経験者が教えることによって、8名の方が新たな生産者になれば、協力隊が努力されているが、バックアップになるような、土台も広がるような状況にならないと大変だなと思うと。協力隊員と地域との底辺のつながりがどんな状況かぜひ聞かせていただきたいというご質問。

さらに、鎌掛も観光資源が豊富で、その中の1つがダリア園であって、宣伝は熱心にされているが、高齢化し、底辺が不安定である。地元で立ち上げたものではなく、有志の集まりであるNPO法人であって、後継者づくり等で行政側としても育成を支援することがあるかもしれないので、そういった点でお気づきの点があればお聞かせいただきたいという質問がありました。

商工観光課から、1点目に関して、地域おこし協力隊には2つの任務があって、地域の課題を解決する、また、3年後に自立して定住いただくための活動をしていただくという役割があると。

谷口隊員が取り組んでいる日野菜体験は、観光協会と連携しながら協力隊員の発想で取り組みをされている。日野町には着地型の体験事業が整備できていないので、その基本活動として隊員には取り組んでいただいている。実態を見てみると、地域の方々の力を借り、総合的に日野町を発信していくという取り組みが非常に重要かと思っており、観光協会であっても地域おこし協力隊であっても、単独でできるものではなく、地域の方々のご協力があつてこそと思う。3年あるので、地域おこし協力隊の取り組みが観光協会に引き継いでいかれるように、隊員には頑張っていたきたい。谷口隊員は、日野町の小さな地域の神社などフェイスブック等で発信されており、町に来られる方が小さな円の中で散策いただくようなルートの整備ができるかなと期待しているということです。

さらに、ダリア園に関しまして、地域の還暦を迎えられた方々が何かできないかということで発足されて、15年程経っていると。代表であった方の話では、この間に、中京圏を含めて旅行会社を回っておられ、そういった努力があつて、シーズンだと大型バス100台とかお越しいただく状況になった。その支援について、行政としてどうかと言われると、地域の1つの経営に行政がかかわるのは難しいかなと思っているが、地域とつなげることについては、観光の面で協力させていただく部分がある。一番心配されているのが後継者で、閉園してしまうことにならないようにと考えておられるので、地域への投げかけなり、話を伺ったりしている。なかなか特効薬が見出せない状況ではあるが、一緒に考えていくという姿勢で観光の面から考えていきたいということでした。

さらに同委員から、今年、ひとうね運動で十数名の方が集まっていたが、その中で荒廃地を整備し、畑を買おうという人が1人、2人出たということがプラスかなと思っている。その家庭は、家族とか親戚を呼んで楽しみながらやっておられ、お金の面では全然採算は合わないが、何としてもやろうという意欲が見られてよかったと思っている。地域で人が人を呼んでいって、日野菜の栽培をしませんかと声をかけていくことが特に大切かなと思う。大きな空からの宣伝をしながらも、地上ではこつこつ回っていくという双方兼ねてやっていかないといけないし、それはそこに魅力があるから、地域を活性化したいという共通点があるから、地域の人が動いてもらえるのであって、そういうことに主眼を置いていきたいという意見がありました。

また、地域おこし協力隊の谷口さんは、鎌掛に来られて、空き家を利用され、子どもさんもできて日野になじんでおられるので、ぜひ定住してもらうためにも、地域協で隊員の悩みを聞く場をつくりたいと考えているというご意見でした。

これに関連して、私の方から、全国の協力隊は6割がそのまま定住されていると聞いているが、日野町では任期後の定住の意向は分からないのかというふうにお聞きしたところ、企画振興課からは、谷口さんはまだ1年で、鶴瀬さんに至ってはまだ半年で、一番大切なのはとりあえずミッションの仕事としているが、定住に向けた取り組みも支援の中に入っているので、自分が何をするのかを2年の間にどれだけかためられるかということになる。1つは、日野菜を中心に農業をするということがあってもいいが、農家だけの収入には限界があって、3つ4つ重ねてやっているとという年収があれば定住の見通しがつくが、そこが非常に難しい。実際に全国で6割の定住のうち、公の臨時職であったり団体に入ったりと、そういう支援で定住されている方が実は多い。中には、起業し、自立している方もいるので、あとの2年間で見きわめ、残り1年間ぐらいでしっかり勝負をすることになるかもしれないというご答弁でした。

また、別の委員から、1つは西大路の日野祭の曳山の件で、宮送り幕を直すと三千数百万円要するというので、一部だけ直してもらって二、三百万円かかったと。その経費を県の文化財保護協会から借りているが、完全な修理には大金が必要で、今後どうしたらいいのかと思っている。何かいい方法がないのか意見を聞かせていただきたいということ。

2点目として、ブルーメの丘と農業組合の件で、さまざまな面で一緒にやる部分があるが、コスモスをもっとまいてくれと言われてコスモスをまいても、種を無料でくれるだけで、あとはもう何もない。減反政策と同じようにしてほしいという思いはあるが、今は全然ないということである。さらに、農業を今年からやっておられる方の話で、その方が熱心で、農協の指導のとおりやっておられて、ただそこで

1つ困っているのが農業機械で、昔のように機械銀行のようなものがあればいいが、その辺も考えていただきたいと思うので、意見をお聞きしたいと。

さらにもう1つ、吉田堂製菓が今でも感應丸をつくっておられて、結構注文があるということを知っているが、社長が高齢で、お客さんの要望で仕方なく80歳ぐらいの従業員だけでやっておられる。そうした技術を引き継ぐ方法はないものかと思うが、情報があればお聞きしたいという質問がありました。

1点目の生涯学習課からは、日野祭の曳山に関し、県の文化財保護協会から上限1,000万円、7年間の無利子の貸付制度をご利用いただいていると。有形の曳山というのは、指定文化財でないために、町の商工観光課で補助制度を設けている。貴重な観光資源、文化財であり、現在の補助制度を活用して維持補修をしていただきたいと考えているので、地域での負担もあろうかと思うが、何とか引き続きやっていただきたい。

また、農林課から、ブルーメ周辺の件で、農業組合ではコスモスを植えていただき、大変ありがたいと思っている。あわせて、共益農業組合については、沿道でスイカやサツマイモ掘りが体験できるようにしていただいたりという点でありがたいと思っている。麦後に、コスモスではなく大豆を植える方が収益は上がるし、補助金もつく。ただ、産地づくり交付金については、制度化できないというのが現状である。花は花でありありがたいが、沿道での野菜などにしていただけると、別の助成があるので、ブルーメと相談されて転換をしていただけると、収益が上がるのではないかなと思っている。

新規で農業参入をされる場合、機械銀行という運営形態ではないが、一般的な農作業の受託は農協でされているので、窓口にされたらどうかと。できれば各集落組織ができていますので、そういうところで受けていただくと、コミュニケーションも図れて楽しい農業ができるのではないかと考えているということでした。

また、商工観光課から、吉田堂さんの話について、状況を把握できていないが、家の方は引っ越しされて、工場だけが使われていると思っている。吉田堂でまだ感應丸が作られているということは把握できていなかったもので、一度お会いさせていただくというご答弁でした。

また、生涯学習課から曳山の修繕について補足説明があり、修繕費が非常に高額で、曳山保存会も同様の危惧を抱いておられる。現在、曳山に関する祭礼が県の無形文化財に指定されて、これまでは県単独の補助金がなかったが、2年ほど前から県による補助制度が始まったという情報を得て、曳山保存会、県の文化財保護課の技師とともに、その補助金が活用できないかということの研究を始めた。現在は無利子貸し付けを利用いただいて、残りは町単で50パーセントの助成をさせていただいているが、県の補助金を活用すると、県が60パーセント、残り40パーセントのう

ち、幾ばくかを町が負担させていただくという整理ができるのではないかと考えている。

また、文化財の指定ということでは、県より上位の文化財となると、国の無形民俗文化財となり、曳山保存会ではそういったことができないかと検討を始めている。県の補助金を活用するためには、専門家による修理仕様書をつくる必要があるので、各分野の専門家数名からなる修理委員会を組織することが絶対条件という指導をいただいているというご答弁でした。

また、別の委員から、施策25の4に関して、「農業委員会と連携して耕作放棄地の現状を把握するとともに、さまざまな施策・制度を利用し、優良農地の確保・保全、土地の有効利用を推進します」とあるが、具体的にはどういうことをしようとしているのか。耕作放棄地の把握だけにとどまっているのかどうか。特に、耕作放棄地は、本来、山裾周りから順番に出てくるものが、昨今、県道のそばで放棄地がすごく目立っている。環境的にも情けないと思っており、農業委員会と連携し、個別指導になるのか、集落の農業組合長に向かっての指導になるか分からないが、そういう取り組みをすることはいいのか伺いたいというご質問がありました。

農林課からは、耕作放棄地の対策は、国が手続的な体系をつくって、農業委員会がその判断をしていくというふうになっている。8月に農家基本調査を行うが、活用していない農地は自分でそのまま保全するのか、誰かに貸したいのか等の意向を調査する。その内容は、農地中間管理機構に農業委員会から連絡する。その意向に基づいて、中間管理機構が農地バンクに登録したり、借りたい方にあっせんをしていくというシステムとなる。自分で耕作されないと申し出されない状況では、農業委員会から勧告するという体系になっている。勧告されたら中間管理機構がその農地を、強制的ではないが、貸し付けに向けて動き出すということになる。

一方、通常の耕作放棄地パトロールで発見した農地は、それも中間管理機構に連絡をするようになっていく。ただ、農業委員会が見て、A判定、B判定という耕作放棄の程度、耕作が再開できる農地なのか、できない農地なのかという程度を判断し、それに基づいて機構が勧告なりをしていくというシステムになっている。日野町の場合、一旦耕作放棄地になると、なかなか次に手がつけられないような放棄地が多いので、中間管理機構に申し出ても、それが次の方に渡るかということ、受け手がいないというのが現実で、システムがなかなか運用できないというのが実態である。通常の農地の管理は、集落単位で農村保全対策事業に取り組んでいただいているので、集落の中で農業景観を守る取り組みでやっていただきたいと思います。

さらに、同委員から、「農業委員会と連携して」とあるので、私がイメージしているのは、田んぼには戻らない、耕作地には戻らない土地を想定して話をしているので、せめてそれを保全するようなことを農業委員会なり町なりが何か指導していく

ようなことはできないか、再度伺いたい。農林課の方からは、非常に難しいが、個人の資産なので、景観とか集落に被害を及ぼしている農地についてはそういった指導ができるかと思うが、単に本人の意思で作付されないというものを農地に戻しなさいという指導はなかなか難しいので、そこは集落との関係で何とかやっていただきたいということでした。

さらに、同委員から、個人の自由だと思うので、町と農業委員会がともに連携して、集落なり今の「農地まるごと」に対する指導、勧告みたいなことはできないのか、する気はないのかということを知りたいのであるという質問があり、農林課は、「まるごと」の対象農地で、もしそういった農地があれば指導することになる。地域に農業委員がおられるので、そういう方を中心に活動していただき、集落に丸投げということではなく、農業委員に間に入っていただいて、優良農地を確保していくことが基本になるということでした。

これに関して、別の委員から、4年ほど前に地元の方が大阪に出られて、そのまま放っておいてくれということで、仁本木辺りで3枚ほど、鎌掛から抜けるところに2枚ほどあったが、その人が亡くなられて、子どもか孫かの代になって、何とかしてくれと言われたので、農業委員会と農林課で協力して、結構時間がかかったものの、今はもうきれいになっているという事例がある。本人に承諾を得ないといけないのでその辺が難しいが、あのときは行政と農業委員会が協力して解決したという経緯があったということが紹介され、最初に質問された委員からは、「まるごと」の範疇であれば、町としてその長に向かって指導ができるのなら、むしろそちらで対応していただきたいという注文、ご要請がございました。

農林課からは、指導させていただくが、農地が「まるごと」の対象農地になっているかによっては動きが変わるので、農林課で把握しているので確認させていただいて、ご相談したいというご答弁でした。

さらに、別の委員から、今、地方創生で交付金があるが、今後も財源は確保されるのか。地方創生に関して、そういう交付金がずっと継続されないと、一般の財政から回すのは大変だということで質問があって、企画振興課からは、地方創生を打ち出され、昨年度はその流れの中で交付金があり、今年度は新型交付金となっているが、今度は2分の1になった。その要件は、総合戦略に書いてあるだけではだめで、さらに地域再生計画という、取り組むことについての再生計画をつくって、再生計画をつくったら、今度は人件費はだめとかこれはだめとか、いっぱい条件がついて、何やらもとの戻ったという感じであると。例えば子育てなら厚労省関係の補助金、交付金があるのでそちらに乗りなさい、農業関係であれば農水省関係の交付金に乗りなさいということで、どこにも当たらないようなものだけを見てやろうというような方向になってきている。今までのように簡単につけていただくことが難

しい状況で、ハード的なことを進める中でも、今回に限り構わないと国が打ち出しでも、何年もだめというような単発的で出てくる状況である。それに町として翻弄されるのではなく、これまでも本来しなければならないことを、国が言うてくれるから上手に使わせてもらおう、それをプラス、今の地方創生で効果の上がる分については、さらに上乘せできればいいという形で進めてこれたと思っているが、今後は、地方創生でやったのだから、後も面倒を見てほしいということは非常に厳しい状況だと思っているというご答弁でありました。

以上で意見交換を終わらして、町長挨拶の後、午前11時4分に特別委員会を閉会しました。

以上で、地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもって各委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分から再開いたします。

－休憩 11時06分－

－再開 11時20分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、議第53号と請願第9号について、討論を行います。

まず、議第53号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論をいたします。

総務常任委員長報告は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものでありました。私は、4年前、平成24年9月25日の本会議におきましても、今回と同様の条例改正について反対をいたしました。4年前の改正時よりもより一層に改正する根拠のない、必要性もない改正であり、反対をするものであります。

14日の質疑でも申し上げましたが、前回までの減額改正は、藤澤町長の選挙公約でありました。また、平成17年度から平成21年度までの5年間は、日野町行政改革実施計画、集中改革プランの期間であり、特別職のみならず、議員も職員も減額を

いたしておりました。その後、その都度の藤澤町長の選挙公約でもあり、特別職については、藤澤町長の任期期間中、平成24年6月まで、平成28年6月までと引き継がれてまいりました。

今回の反対の第1点目は、去る9月2日の藤澤町政第4期目の所信表明で、特別職の職員の給与の減額を述べておられず、また、6月21日付で町民への公約として新聞折り込みをされた藤澤なおひろさんを励ます会・あたたか日野町みんなの会ニュースにおいても掲げておられない点であります。

第2点目は、日野町が財政再建団体であるとか、町の財政が殊のほか厳しく、行政改革実施中であれば、特別職のみならず、議員も職員も減額をしなければなりません。しかし、日野町の財政は、今議会に報告されています。平成27年度決算に基づく日野町健全化判断比率を見ましても、年々財政の健全化が進んでおります。4年前の減額改正時と比べましても、格段に好転いたしている点であります。

第3点目は、私は、特別職の給与は、その激務と責任の重さからして安価であると思っております。もっと正当に評価されてしかるべきと思っております。もっと高くてもよいとも思っております。だから、このようなパフォーマンスを私は決して好まないからであります。

第4点目は、私は教育長の年収が校長級の年収を下回るようなことになってはいけないと思っているからであります。前回、平成24年9月の改正時の教育長と校長の最高号俸者の年収差は、マイナス70万6,129円でありましたが、今回の年収差はマイナス13万1,933円と、大幅に縮まりました。縮まりましたがゆえに、余計になぜ減額割合をあと2パーセント少なくされなかったのか、残念でなりません。マイナス5パーセントのところをマイナス3パーセントにしておけば、逆転することがなかったのであります。

以上の点から、私は議第53号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対をするものであります。

次に、請願第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について、反対する立場で討論をいたします。

産業建設常任委員長報告は採択であります。私は採択に反対いたします。

日野町議会は、去る3月25日、全会一致でT P P（環太平洋経済連携協定）交渉に関する意見書の決議を行いました。1つには、農業者のみならず、消費者など広く国民に対してT P P交渉の合意内容に関する情報を公開すること、2つには、T P Pの合意内容について、国会決議を遵守するため厳格に精査するとともに、T P Pの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を実施することでありました。

いまだに情報公開は不十分であります。まずは十分な情報公開、そして国会にお

ける慎重な審議ではないでしょうか。慎重な審議を行う前に国会で批准しないことを求めるのはいかがなものかと私は考えます。

T P P（環太平洋経済連携協定）に関しましての共同通信社が去る9月17、18両日に実施された全国電話世論調査によりますと、次のとおりでありました。「政府は環太平洋経済連携協定、T P Pの承認案を26日召集の臨時国会で成立させる方針です。あなたはどう思いますか」との問いに対しまして、一番多い回答は、「臨時国会にこだわらず慎重に審議すべきだ」の72.3パーセント、次が「臨時国会で成立させるべきだ」の11.9パーセント、3番目が「成立させる必要はない」の9.2パーセント、そして、「分からない」、無回答が5.7パーセントでありました。

世論調査にあらわれた国民の声は、圧倒的に臨時国会にこだわらず慎重に審議すべきであります。本請願の、国会で批准しないこと、つまり「成立させる必要はない」は、わずか9.2パーセントでありました。世論調査にあらわれた国民の声と大きくかけ離れた請願の採択は、あってはならないところであります。日野町議会が大多数の国民の声を無視して採択して、本当にいいのでしょうか。

よって、以上の点から、私は請願第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願の採択に反対をするものであります。

以上、議第53号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、請願第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願の採択に反対をして私の討論を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はありませんか。

11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、私は請願第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について、委員長報告は採択であります。私も委員長報告に賛同し、採択の立場から討論をしたいと思っております。

皆さん、ご存じのように、T P Pの合意は、今年2016年の2月4日にオークランドで12カ国の代表が署名をしました。この署名から2年以内、つまり2018年2月3日までに12カ国のうち6カ国がG D Pの85パーセント以上の国の批准がなければ発効できないことになっております。

安倍総理は、ほかの国の先駆けて推進しようと、先の通常国会で特別委員会を設けて審議入りしたのでありますが、当時の甘利担当大臣はあっせん利得罪の疑いで、また、その後も睡眠障害として国会に出てこない日が続きました。署名いたしました事務方の鶴岡公二首席交渉官も英国大使に任命され、日本にいなくなり、後任の石原担当大臣も何も答えられず、資料の提出要求にも黒塗りの資料の提出となりました。

また、T P P特別委員長の西川公也氏も、交渉経緯の暴露本を出版することが判

明し、国会は紛糾、審議は中断し、何の審議もされていないのであります。6,300ページにも及ぶとされる協定文書も、日本語版として何も国民に知らされず、どこまで隠し続けるのか。農林水産物で重要5品目は除外と国会決議しながら、前の森山農相も重要5品目も無傷なもの1つもないと答弁しているように、国民をだまし続け、どさくさ紛れに批准をしてしまう、こんな異常な事態があつていいのでしょうか。

T P Pに批准したら、日本農業は根こそぎ乗っ取られていきます。アメリカには農民はいないのであります。アメリカは巨大農業企業であり、農家はその企業のサラリーマンなのです。また、食の安全が脅かされます。遺伝子組みかえの食品の輸入をとめることができなくなりました。既にアメリカでは健康被害が何百と出ているようであります。

また、カビ汚染が心配であります。トウモロコシ、米、小麦、大豆、ナッツ類はカビ汚染が避けられないと言われていますが、最も危険なカビ毒、アフラトキシンは発がん性が非常に高いとされています。収穫後のポストハーベスト、農薬であります。収穫後に農薬を振りかけ、添加します。日本では禁止されていますが、日本政府は、このPHを食品添加物の保存料とみなして容認をしてしまいました。食品添加物では、46品目のうち4品目を残して全て承認されたこととなります。アメリカの使用許容量は、日本の基準の許容量の数十倍から200倍まであります。また、アメリカ、オーストラリアでは、牛肉に合成成長ホルモンが使用されています。E U、ロシア、中国、台湾などは、輸入禁止となっています。発がん性の高い成長ホルモン、エストロゲンがアメリカ産では使用され、日本に輸入されています。また、食料品の産地表示ができなくなるそうです。国産や特定の地域産を強調した表示は、差別に値するとして訴えられそうです。医薬品についても、T P P協定で薬価が2倍から3倍になると言われ、新薬の特許期間が相当延長され、ジェネリック医薬品がづくりにくくなるようであります。

これはやはりT P Pの主役でありますアメリカの製薬会社ファイザー社であります。この会社は、年間四百何十億の利益を得ております。この会社が、先日、アイルランドへ本社を移転しました。これは、アイルランドでは、法人税が12.5パーセント、アメリカでは35パーセントの法人税が取られるそうです。その差額、何と10兆円ということであります。この資金を持ってアメリカの政界を動かしているのです。

また、国有企業や国有事業や公共調達においても、これまで国自治体から受けていたサービスが民営化され、例えば、上下水道料などがものすごく高くなると言われてもおります。

このように、橋や道路、河川改修、電気、ガス、水道などのインフラ、環境保全、

産業振興など、公共事業全てに外国企業が算入できるように道を開かなければTPP違反になるのであります。

このように、TPPは何のメリットもなく、経済も成長するどころか3.6兆円のマイナスになると言われ、雇用も失われるとされています。

今、米国大統領の候補者、共和党のドナルド・トランプ氏も民主党のヒラリー・クリントン氏もTPPには反対している。また、カナダ政府も署名と批准は同じでないとし、TPPの推進をするかどうかは分からないとしているところです。オーストラリアもニュージーランドも65パーセントの国民が反対していると言われております。マレーシアにおいても、批准はされるものの、激しい反対行動が続いていると報道があります。チリもペルーも批准は容易ではないとされています。ブルネイはもともとP4の国であり、シンガポールは金融の国であり、ベトナムは人件費が安いので外資の受け入れが必要と考えているそうですが、つい最近、当分の間、批准はされそうにないそうです。

このことから、参加国は、日本、シンガポール、ブルネイということになり、8カ国の国民は、多数が反対していることになり、ベトナムについても、先日の農業新聞を見ますと、承認見送りの状況であります。

やはりTPPの是非につきましては、交渉経過や国民生活への影響など、十分議論されるべきであり、まして国会決議や公約を反故にすること自体あってはならないことであります。今国会でのTPP協定への批准は、断固阻止しなければなりません。

委員長報告に賛同し、なお、皆さんの力強いご支援をお願いし、私の討論といたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はありませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 請願第10号、総務常任委員会委員長報告では、請願第10号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書が不採択となりました。私は、この委員長報告に反対し、賛成する立場で討論に参加したいと思います。

地域の自営業者は、地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティづくりに貢献しておられます。その多くは事業主とその家族の労働で支えられているわけであります。しかし、家族従業者の働き分は、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという所得税法第56条により、必要経費として認められておりません。

明治20年に制定されました戦前の家父長制度のまま、時代おくれの法律が残されているためであり、税法上事業主1人の収入とされ、家族従業者は、その働き分が

認められていないわけであります。

戦後のシャープ勧告によって一定の民主化が進み、個人単位課税が基本となりましたが、個人事業者にだけ事業と家事分離していない、生計が1つ、租税回避の手段になるなどの理由で、このような制限措置が残されてきたわけであります。配偶者が年間86万円、それ以外の家族は年50万円が特例措置として控除されるだけで、これは労働時間数で割ると、最低賃金にも満たない額であります。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっているわけであります。

第57条では、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合のみ必要経費に算入することができますが、これは税務署長の判断でいつでも一方的に取り消すことのできる条件つきの特例に過ぎないわけであります。こちらも本当に働き分が認められているとは言えず、どちらにとっても、人権無視の制度だと言えるものであります。

56条制定時から65年以上が経過した現在、会計認識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっております。また、昨年から全ての事業者に記帳が義務づけられたことで、記帳義務強化のための差別条項である56条存立の根拠も既になくなってきているわけであります。

国税庁では、税務大学の教育官が既に平成10年に所得税法第56条を存続させる理由は乏しいと指摘し、個人単位課税の特例規定に過ぎない56条は廃止し、親族間の取引であっても、第三者取引と同様に取り扱うべきと述べておられます。

さらに、家族内の個々の自立や平等化の意識も高まっており、家族労働の成果について制度上の差別を設けることは、憲法に定められた法のもとの平等（第14条）、財産権（第29条）などに違反するのは当然のことであり、実態にそぐわないものになっているわけであります。

諸外国では、青色、白色の区別はなく、家族従業者の給与を経費とするのは当然のことであり、先進国で申告の仕方に青色、白色の区別をつけている国はほかにないわけであります。

日本の56条は、2009年に引き続き、今年2016年2月、国連女性差別撤廃委員会の総括所見で、家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討することを求めると勧告を受けているわけであります。

既に1974年の第72回国会では、青色、白色を問わず、店主、家族専従者の賃金を認め、完全給与制とするという請願が採択されております。この請願を立法処置で実効あるものにし、憲法と男女共同参画社会基本法に沿って、56条のような不合理で差別的な条項は、早急に廃止されるよう求めることは、当然なことではないでしょうか。

全国では460近い自治体議会が、働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害だとして国に意見書を上げておられます。自由法曹団や全国の税理士会も意見書を採択しておられます。滋賀では、愛荘町、米原市が意見書を採択しております。

今、日本全国の事業者数は386万4,000です。このうち300人以下の規模の中小企業が99.7パーセント、さらに20人以下の小規模が84.4パーセント、圧倒的な割合が個人事業者であります。

北海道大学の徳井教授の調査によりますと、規模にかかわらず、法人金融において4割は妻、母が仕事にかかわっているという結果が出ております。

昨年、国は小規模企業振興基本法を策定し、地域経済の安定と経済社会の発展に寄与していると、中小業者、家族経営の存在を評価しております。地域にお豆腐屋さんや八百屋さんがあること、すぐそこにクリーニング屋さんや美容院があること、小規模であっても持続して経営していくこと、それ自体意味のあることなのだと政府が認めました。また、そのような小規模事業所を就職の場として、女性や高齢者が生き生きと働いていることも認めているわけであります。事業の持続的な発展のためには、家族の力が必要不可欠であります。働いた対価が経費に算入されるのは、当然の要求ではないでしょうか。

よく租税回避と言われますが、80万、86万、50万円で1人の人間が生きていけるでしょうか。基礎控除38万円も含め、最低課税限度が低過ぎるわけであります。先進国として恥ずかしいと思うものであります。

家族従業者は、現場の業務以外にも、日々の伝票整理、記帳、資金繰りなど、立派に仕事を支えておられます。どんなに小さな事業所でも経理事務は必ずあり、重要な仕事であります。現場にいなくても、店の営業時間以外でも、あるいは機械が回っていないときでも経営に貢献しているわけであります。働き分が認められれば、子どもに同じ苦勞をさせたくない、継がせたくない、かわいそうという思いが、今までせっかくやってきた商売をやってもらいたい、地域にとってかけがえのない存在なのだから自信を持ってやってくれと変化すると思うわけであります。そうすれば、事業継承にもつながるわけであります。

今、国の動向を見守っては、永遠に変わるわけではありません。国は2009年、第171回国会で、当時の与謝野国務大臣が無償の家内労働、後継者難の認識を示し、56条について検討すると答弁しておられます。

昨年末、閣議決定された第4次男女共同参画基本計画は、自営業者の項目で女性の家族従業者としての役割が適切に評価されるよう、税制の検討を提起し、政府は、検討には所得税法56条が含まれると答弁されておられます。

今年に入ってから、女性差別撤廃委員会の勧告を受けて、麻生財務大臣は、今後、検討させていただかなければならないと表明しているわけであります。法整備

の検討に時間がかかっている状況かと思われまはすけれども、あとはやはり世論の力が何よりも大切となつてきております。そのために、今請願は、まさに道理あるものと私は思うわけでありまはす。

以上の立場から、請願賛成として私の討論を終わりたいと思ひまはす。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はありまはせんか。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私からは、請願第10号の委員長報告に賛成し、請願内容に反対する反対意見討論をさせていただきます。

所得税法第56条、第57条の趣旨背景について私が感じている部分については、今、ほとんど對中議員がおっしゃいまはして、前半でおっしゃつたことはほぼそのとおりでというふうと思つておりますので、同じことはもう言ひまはせん。

ただ、申し上げたいのは、それであるならば、今回の請願の内容が、所得税法第56条の廃止を求めるといふ請願項目でありますか、なぜそうなつたのでしょうか。なぜ56条と57条の一体的な改正を求めておられないのか、そこがどうしても疑問が残るところであります。

というのうは、所得税法56条、57条の関係というのは、建物で例えるならば、56条に家族の給与は認めないといふのが建物の1階部分にあつて、その上の2階部分に、ただし青色申告をして記帳の義務を自ら課した人には、特例として青色専従者給与を経費として認めますよといふのが2階に乗っている、そういう2階建ての建物なんですよ。

その中で、56条の廃止を求めるといふのは、1階をなくして下さいといふような請願であつて、そうすると、2階だけが宙に漂っているわけにはいかないので、結局、建物全部が壊れてしまつて、つまり法律の組み立てそのものが壊れてしまうといふことになつてまはす。

では、なぜ1階、2階合せて、56条、57条合せて改正を求めるといふ請願にされないのか。これはあくまで例えであつてまはすが、1階部分を、家族の給与を経費として認めるといふふうにして、ただし2階部分で例外的に認めない場合もあるよといふような検討もあり得るんじゃないかなと思ひんですが、あえてそうじゃなしに、56条だけ触れて57条に触れないのは、何か別の事情があるかどうか分からないんですが、結果としては、對中議員がおっしゃつたようなこと、ほとんどの趣旨は総論で理解できるにしても、その請願項目そのものができない相談、聞けない相談といふふうになつてしまひまはすので、その部分でどうしても反対せざるを得ないといふのが私の反対討論でございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございまはせんか。

—な し—

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第50号から議第52号まで、および議第54号から議第58号まで（滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてほか7件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－ 異 議 な し －

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第50号から議第52号まで、および議第54号から議第58号まで（滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてほか7件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－ 起 立 全 員 －

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第50号から議第52号まで、および議第54号から議第58号まで（滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてほか7件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第53号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

－ 1 番議員、10 番議員退席 －

**議長（杉浦和人君）** 本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－ 起 立 多 数 －

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第53号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

－ 1 番議員、10 番議員復席 －

**議長（杉浦和人君）** 続いて、請願第8号、平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書について採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－ 起 立 全 員 －

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第8号、平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書については、委員長報告のとおり採択と決しました。

本請願の後処理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、議長判断により処理をさせていただきます。

続いて、請願第9号、TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第9号、TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、請願第10号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案に対する採決をいたします。

請願第10号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立少数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第10号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願については、不採択と決しました。

日程第4、決議案第2号、TPP協定を今国会で批准しないことを求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、TPP協定を今国会で批准しないことを求める意見書（案）につきまして、提案説明させていただきます。

朗読して提案にかえたいと思います。

TPP協定は、今年2月4日に調印し12カ国の批准作業に移りましたが、2016年8月現在で関連法まで含めて完全に批准した国はありません。

周知のとおり、政府が先の通常国会に示した交渉過程の資料は、タイトルと日付以外は全て黒塗りというひどいものでありました。国民への説明や情報公開は極めて不十分であります。

協定内容も問題です。米麦での輸入拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目の全てで大幅譲渡し、重要5品目の3割、その他農産品98パーセントの

関税撤廃に合意しています。「農林水産品の重要5品目など聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないとする」(2013年4月18日から19日の衆参農林水産委員会)との国会決議で守るべきです。

さらに政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も7年後には、アメリカなど5カ国と関税撤廃についての協議が義務づけられているなど、今回の「合意」は通過点に過ぎず、全農産品の関税撤廃を迫られるおそれがあります。これでは地域農業は立ち行きません。

さらに、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度にかかわる各種審議会に、参加国企業からの意見が表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米2国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいるわけであります。

一方、TPP協定は、少なくともGDPで85パーセント以上および6カ国以上の批准がなければ成立せず、アメリカと日本のいずれかが批准しなければ成立しません。アメリカの動向は両大統領候補(11月選挙)が現状のTPPに反対を表明するなどますます混迷を深めており、TPPの発効自体危ぶまれております。このような中で、日本が先んじて批准すべきではないわけであります。

そういった意味から見て、今回のこの意見書につきまして、皆様のご審議、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で提案を終わります。

**議長(杉浦和人君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、堀江和博君。

**1番(堀江和博君)** それでは、ただいま對中議員からご提案をいただきました意見書案について、質疑をさせていただきたいと思います。

端的に1点お伺いしたいと思います。

「今国会で批准しないことを求める」という表現に請願の内容とも変わっているかなと確認をさせていただいております。今国会で批准しないという表現でございますので、そこで質問ございまして、今国会で批准しないということは、昨日から始まりました今臨時国会での批准には反対するけれども、慎重審議を経て、来年度の通常国会での批准であれば反対をしないといえますか、賛成もあり得るというような考え方でいいのか、そのあたりについて質疑をさせていただきます。

**議長(杉浦和人君)** 1番、堀江和博君の説明に対する對中芳喜君の答弁を求めます。

**13番(對中芳喜君)** 今国会の批准をしないという、そういった形の意見書に変えた

というのか、趣旨は何かといいますと、今日まで日野町がとってきた、日野町議会で農協さんも含めていると請願が上がってきたわけです。それに対して全会一致をとってきているという、そういうことを大いに尊重するということが、まず第一です。

そういう意味で、今、何としても情報公開がされていない、黒塗りにされている、こういった状況、さらに国がいろいろこれに対する試算を出しているわけですが、それが大幅に変わってくる。こういうような状況の中で、本当に審議をしていることが正しいのかどうか、どこまでが本当なのかということが分からないままの審議が1つあるわけです。それを徹底してやるということは、私たち日野町議会としても、どうしてもこれは底辺としては貫かなければならないという問題が1つあります。

あと、同時に、現時点でのやっぱりTPPのいろいろ言われている中身では問題点が多いという、そこらが、これを個人的には国会決議に違反であるという立場を私たちもとっているわけけれども、中にはそうとは言えないとかいろいろ議論があるわけです。そういったところも皆吸収できるような意見書にぜひやりたいという、そういう立場で今回書かせていただいたという意味であって、現時点で、今これが大きなポイントではないかなと。そういう現状に合わせた意見書になっているというところもひとつご参考にしていただきたいと思います、ぜひその点もご理解いただいて、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** ありがとうございます。

再質問ではないんですけれども、今、對中議員からもご意見をお伺いしていただき、黒塗りの情報公開は私も相当問題やと思います。聖域の部分も課題であると思いますし、農業だけにクローズアップはされますが、農業以外にもさまざまな課題、問題はあると思います。

ですが、いずれにしても、まず議論の土俵に立ってないという状況が事実だと思いますし、昨日から臨時国会がスタートして、自民党の二階幹事長も情報公開をまずせなあかんということをおっしゃっておられるみたいですので、おそらく前回の国会のような審議はしないと思います。

そういった中で、やはりまず重要なのが、イエス・ノーが決められない段階だと思うんです。先ほども蒲生議員から反対討論がございましたけれども、まず一旦情報が開示されるという状況を要望するというのが一番重要なのかなと、私自身はそのように考えております。

最後は意見として言わせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

—な し—

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異 議 な し—

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 私は、決議案第2号、T P P協定を今国会で批准しないことを求める意見書決議について、反対の立場で討論を行います。

T P P（環太平洋経済連携協定）に関しましては、全国電話、世論調査にあらわれた国民の声は、圧倒的に臨時国会にこだわらず慎重に審議すべきであります。国会で批准しないこと、つまり「成立させる必要はない」はわずか9.2パーセントであります。世論調査にあらわれた国民の声に大きくかけ離れた決議を行うことは、この日野町議会としてもできないことであります。

この意見書決議に対して反対いたします。ご賛同よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ありませんか。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 私は、T P P協定を今国会で批准しないことを求める意見書に対して賛成の立場で討論を申し上げます。

まずはじめに、本請願が付託された産業建設常任委員会でも私は賛成の立場で討論をさせていただきましたが、反対の立場から討論に立たれた委員さんも請願の趣旨自体には一定のご理解をいただいております。採決の結果、1票差ではありましたが、採択されるに至ったことは、日野町議会にとっても大きな意義があると思っております。

原案である請願は、国会決議に明白に違反しているT P P協定に対し、今国会での批准を行わないよう国会に意見書の提出を求めるものであります。

T P P協定は、本請願で明らかなように、重要5品目などの聖域確保を最優先とした国会決議に違反していることは、誰も否定できない事実であります。

T P Pは、2006年の4カ国が発足させた小国同士の自由貿易協定から、アメリカやオーストラリア、カナダなどの大国が加わり、12カ国が参加し、あるゆる商品、サービスだけでなく、投資や環境、労働衛生、食品検疫、紛争の解決、政府調達、知的財産など、24分野に広がっております。

反対運動が起こって流れてしまわないように、交渉は秘密とされ、発効後4年間は交渉過程のテキストは公表されないとされ、国会に提出された文書も、先ほどか

ら上がっておりますように、黒塗りばかりです。12カ国交渉とともに、2国間協議を並行して行ってきたことから、たとえTPPが流れてしまっても、日米FTAは残るという周到さです。TPPの本質は、多国籍企業がグローバルに利益を上げていくための徹底した自由化政策です。

ISDS条項を盛り込み、多国籍企業の市場算入を規制すれば、国を相手に国際紛争処理パネルに訴えることができるようにしました。関税撤廃については、農産物は7年後までに見直すとされ、例外品目はありません。いろいろな規制、食品安全性などなどについてSPS委員会などの小委員会で多国籍企業の利害関係者も入って議論することになっております。

政府調達についても、対象機関と対象金額の拡大を盛り込み、3年以内に、特に地方自治体の対象拡大をめぐり追加交渉を行うことを約束しております。今は、都道府県と政令市のみが19億4,000万円以上の建設工事、2,500万円以上の物品役務で国際調達を義務づけられておりますけれども、当初のTPP4カ国では、630万円以上の物品、役務、6億3,000万円以上の建設工事を求めており、一般の市町村にまで拡大するのは目に見えております。

TPPは、今回の協定で終わりではなく、これを推進するTPP委員会を設け、さらなる自由化を進めていきます。国民皆保険制度や単純労働力を受け入れ、こういったものの受け入れを留保としていたわけですけれども、除外ではありませんので、今後、国の主権、地方自治体の自治権、国民の権利を破壊される協定とも言えます。

安倍首相は、農林水産物の輸出目標を1兆円と強調し、攻めの農業でごまかそうとしております。しかし、実はその半分が加工食品であり、農産物は1,400億円に過ぎず、わずか2割では効果は微々たるものです。この3年間で農林水産物の輸出額は2,954億円増え、他方、輸入額は1兆6,031億円も増え、その結果、輸入額は9兆5,209億円にもなり、輸出額の約13倍と輸入が増えるだけというのが現実です。

農産物の自由化は当町にも何をもたらしたか。1995年（平成7年）から、WTOによるミニマムアクセス米輸入が始まり、日野町の基幹産業である米づくりは、崩壊の一途をたどっております。農業センサス調査の2000年（平成12年度）から2010年（平成22年）までの10年間で、日野町の農家戸数は1,474戸から1,078戸に396戸、約27パーセントも減り、農業の雇用の力は失われて、若い世代の人口流出、過疎化、地域衰退が深刻になっております。

米の概算金は1万8,000円から9,000円と約半分になり、10アール所得は9万8,000円から4万7,000円に半分以下となり、農業から暮らしのお金が生まれません。安倍総理が岩盤を破壊するといって、10アール1万5,000円の直接支払いが26年産米から半減され、30年産米からは廃止され、収入保険制度になっても生産コストを保障で

きません。今後、人口減少などで毎年米の消費量が8万トンずつ減っていくのに、TPPでは、先ほどから出ておりますように、77万トンものミニマムアクセス米の別枠でアメリカとオーストラリアから7.8万トン輸入するなら、その分、備蓄米を増やしても米過剰による米価への影響は避けられませんし、輸入米の備蓄にも私たち国民の税金で賄われる仕組みになっております。

それでも、WTOがよかったと言えるのでしょうか。政府の農政が農業を守ったと言えるのでしょうか。WTOよりも格段に強力な自由化であるTPPに賛成などできるのでしょうか。安倍首相がいくらTPP対策を講じて、TPPの撤回以外に農業と国を守る道がないことを強く指摘させていただいて、この意見書に対する国への提出の賛成討論とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第2号、TPP協定を今国会で批准しないことを求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 多 数 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、決議案第2号、TPP協定を今国会で批准しないことを求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において、国会に送付いたします。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長までご報告をお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに

継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで町長より閉会の挨拶がありますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月も残すところわずかとなり、吹く風も涼しく感じられる季節となってまいりました。

議員の皆様方には、2日の開会日以降、提案いたしました案件につきまして慎重なご審議を賜り、決算を除く全議案を可決承認いただき、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

条例改正を承認いただき、来年度から桜谷こども園を開園することになりました。しっかりと準備を整えてまいりたいと思います。

また、町道西大路鎌掛線整備に伴う財産取得についても承認いただいたところでございまして、この事業も進めてまいりたいと、このように思います。さらに、補正予算の中におきましては、日野小学校給食棟の改修工事に係る設計委託費、さらには西大路幼稚園3歳児保育開始に伴う園舎改修工事費なども認めていただき、この予算執行についても適正に実施をしてまいりたいと考えております。

なお、近江鉄道日野駅舎の再生整備につきましては、まちの玄関口としてふさわしい駅となるよう、近江鉄道に補助金を交付し、整備を進めていただくことといたします。また、駅舎をはじめ駅全体を整備していくため、町内外の皆さまに広く応援の寄附等と呼びかけ、インターネットを活用したクラウドファンディングにも取り組んでまいりたいと思います。議員各位のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、平成27年度の各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審査をいただくこととなっておりますので、引き続きよろしくお願ひを申し上げる次第でございます。

さて、本議会におきましては、TPP協定を今国会で批准しないことを求める意見書決議が採択をされました。いろいろ議論があったところでございますが、TPPの是非については、交渉経過はもちろん、地域経済と国民生活への影響などを広く国民に明らかにして、十分な議論がされるべきものだと考えます。しかしながら、TPP交渉では、異常な秘密交渉が貫かれ、国民の知る権利が奪われているような状況でもございます。政府は、臨時国会でのTPPの批准を目指しておりますが、まずは十分な情報公開と説明責任をしっかりと果たすべきであり、十分な審議がされないまま批准があってはならないというふうに思います。多くの問題をはらんでいるTPPが国民的議論を得ることなく批准されることのないよう、広範な国民の皆さんとともに連帯し、取り組みたいと思います。

さて、今年8月下旬から天候不順が続いてまいりました。9月20日に襲来いたしました台風16号におきましては、日野町にも大雨警報、土砂災害警戒情報が発表され、熊野、平子、西明寺、鳥居平に避難準備情報を発令することになりました。幸い人的被害はありませんでしたが、現在、道路河川など21カ所の被害報告が上がっておりまして、今後、適切に対応をしてまいりたいと、このように考えております。

また、9月は敬老月間でございますが、現在、日野町の100歳以上の方は17名いらっしゃるわけでございますが、各地区においても敬老会が開催され、出席もさせていただきました。どの会場におきましても、各種団体の協力のもとでいろいろな事業が楽しく繰り広げられ、大変感謝をいたしているところでございます。

去る9月25日には、蒲生氏郷公ゆかりネットワーク宣言を締結しております会津若松市において会津まつりが行われ、杉浦議長さんとともに参加をさせていただきましたところでございます。今年も、日野祭曳山囃子方交流会と日野町商工会手作り甲冑委員会の皆さんが祭りに参加され、日野祭のおはやしが流れる中、会津、松阪、日野の甲冑隊が蒲生氏郷公の一陣としてパレードする総勢500名の行列は、見応えがあったところでございます。

これから秋の深まりとともに、町内においては各地区で運動会や文化祭など多彩な行事が町民の皆様の方力によって開催をされます。

10月1日には、商工会、日野駅前通り共栄会が主催されます日野駅舎100周年記念イベントが開催されるところでございます。

また、10月9日には恒例のスポーツ天国の日、10月29日、30日には氏郷まつり秋の陣、11月5日から6日は各地区文化祭、そして11月10日にはふれあい綿向山デーが企画されているところでございます。

町民の皆様の方力でそれぞれの事業が実施できますことは、ありがたいことではございますが、議員各位の引き続きご支援とご協力をお願いするところでございます。

結びになります。議員各位おかれましては公私ともご多用のことと存じますが、健康には充分ご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る9月2日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

猛暑が続き、台風また大雨、異常気象の危惧された夏も終わり、ようやく秋の日差しを感じる季節となつてまいりました。先日も小学校の運動会が開催されましたが、秋といえばスポーツの秋、また芸術の秋、読書の秋でもあります。議員各位におかれましては、ますます自己研さんに努められ、町政発展のためにご奮闘をお願い申し上げますとともに、各地区で行われます、またそれぞれのイベントにも参加され、住民の皆さんとの対話、交流を持っていく機会を多く持たれることを心から望みます。

くれぐれもご自愛いただきながら、住民福祉の向上のために、議員活動に精励されますことを心からお願い申し上げまして、以上をもちまして本日の会議を閉じ、平成28年第5回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

— 閉会 12時27分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 後藤 勇樹

署名議員 東 正幸